

罹 災 証 明 申 請 書

(宛先) 粕 屋 町 長

令和 年 月 日

申 請 者 (世帯主)	住 所		電話番号		
	(現在の連絡先)		電話番号		
	ふりがな 氏 名	生年月日	年	月	日
窓口に 来られた方 (申請者と同じ場 合は記入不要)	住 所		電話番号		
	ふりがな 氏 名	申請者との関係			
被災時の 世帯構成員	氏 名	続柄	生 年 月 日	性別	備 考
		世帯主	年 月 日		
			年 月 日		
			年 月 日		
			年 月 日		
			年 月 日		
			年 月 日		
罹災原因	令和 年 月 日に発生した ☐ 台風〔 〕号 ☐ 暴風 ☐ 豪雨 ☐ 地震 ☐ その他〔 〕				
被災住家の 所在地 ※1	☐ 申請者の住所と同じ ☐ その他〔 〕				
住家の被害 状況 ※1	☐ 浸水被害 (☐ 床上 ☐ 床下) ☐ その他の被害 (以下に具体的に記入)				
住家以外の 被害状況					
罹災証明書の 使用目的	☐ 被災者支援制度の手続き ☐ 税減免 ☐ 保険請求 ☐ その他〔 〕				
写真による被害 区分の判定 ※2	☐ 希望する (写真を添付) ☐ 希望しない				

※1 住家とは、現実に住居 (世帯が生活の本拠として日常的にしていることをいう。) のために使用している建物のこと。(被災者生活再建支援金や災害救助法による住宅の応急修理等の対象となる住家)

※2 下記の場合には、現地調査を省略し、写真により被害区分を判定することが可能です。写真による判定を希望する場合は、「希望する」欄にチェックをしてください。

- ① 地震による被害を受けた住家の写真から「全壊」と判定できる場合
- ② 水害による被害を受けた住家の写真から浸水深が確認できる場合
- ③ 申請者の合意に基づく自己判定方式による一部損壊の判定を行う場合
 (「全壊、大規模半壊、中規模半壊、半壊、準半壊、準半壊に至らない (一部損壊)」の6つの被害区分のうち、「準半壊に至らない (一部損壊)」の判定となります)

添付された写真から被害の程度が判断できない場合には、必要に応じて現地調査を行うことがあります。
 写真による被害区分の判定を希望しない場合は、写真の添付は必須ではありません。